

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

ーコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方ー

当社は、経営の透明性を高めガラス張りの経営を行うため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要施策の一つと認識しており、CSRを重視した企業グループ経営を推進します。

ーCSRの推進体制ー

当社のCSRは、CSR委員会が中核となって推進することとしております。当委員会は、代表取締役社長が委員長を務め、当社役員及び部門責任者並びにグループ子会社社長を委員として構成し、関連する各委員会、各部署及びグループ子会社の活動を統括します。

CSR委員会は組織横断的な機関であり9つのCSR活動(コンプライアンス、リスク管理、安全・衛生、環境、製品安全、製品品質、人権・労働、情報、社会貢献)全体を把握し、CSRの基本方針、年間計画策定を行い、年間計画並びに実績を経営トップや監査役に報告する機会を定期的に設け、バランスのとれた形で推進し、企業価値の最大化を図っております。

ー会社機関の概要ー

当社は、監督と執行を区分し、取締役会のスリム化と経営の意思決定のスピードアップを図るため、執行役員制を採用しています。

毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や重要な業務執行の決定並びに監督を行っています。取締役会には独立した立場から判断を下せる独立役員である社外取締役1名を置き、経営の意思決定の中枢に外部の意見を直接取り入れる体制としており、独立役員である社外監査役3名を含む監査役が出席し、監査の客観性・実効性を高めています。

社外監査役を含む監査役で監査役会を設置し、定期的または必要に応じて監査役会を開催しています。

経営方針・経営戦略及び基本的な事業戦略については常務会及び経営検討会を月2回開催し、経営陣並びに議題に関する幹部社員の少人数での審議を行い、迅速かつ最適な意思決定に努めています。

業務執行面では、経営課題の確実な推進のため各事業部を設置し、事業に関する収益責任と権限を持たせることで、業務執行体制の強化を図っています。

事業拠点からの報告を受け経営方針を徹底する体制として、工場長及び執行役員の出席する場所長会議を毎月開催しています。

また、業務分掌規定により組織の責任範囲を常に明確化し、諸決裁については取締役会規則・同細則ほか、当社諸規則に基づく適正な運用を遂行しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
那須 功	16,268,000	4.75
明治安田生命保険相互会社	13,537,641	3.98
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,338,442	3.33
東京海上日動火災保険株式会社	10,000,530	2.94
農林中央金庫	9,000,000	2.63
三菱商事株式会社	8,671,162	2.62
富士フイルム株式会社	8,500,000	2.48
王子ホールディング株式会社	8,000,000	2.34
三菱瓦斯化学株式会社	7,133,000	2.08
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,524,000	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3 月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
品川知久	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
品川知久	○	同取締役が現在在籍する、森・濱田松本法律事務所と当社の間には、法務サービス等の取引はありますが、その額は平成27年3月期で0.1百万円であり、当社および同事務所のいずれにとっても同取締役の独立性に影響を与えるような額ではありません。	同取締役は森・濱田松本法律事務所の弁護士(シニア・カウンセル)であり、会社法務に精通した立場から当社のガバナンス強化を図ることを期待し、社外取締役に選任しております。同事務所と当社に法務サービス等の取引はありますが、同氏を社外取締役に選任する当時から、同氏が取締役会において独立した立場より監督機能を果たせるよう、業務執行に関わる案件につきましては一切、同氏に依頼しない運用をとっております。同氏の属性及び同氏の有する高度な専門性を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

監査役は、会計監査結果について会計監査人より定期的に報告を受け、必要に応じ協議を行っております。また内部監査部との毎月行われる協議により要望した事項の内部監査を実施せしめ、その結果の報告を受けております。当該内部監査部員は、監査役からの命令による業務に関して、取締役や職制等の指揮命令は受けないものとされております。その他内部監査部は、会計監査人と定期的にミーティングを行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高松泰治	他の会社の出身者										△			
開発光治	他の会社の出身者										△			
井上 毅	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高松泰治	○	同監査役が過去在籍していた、明治安田生命保険相互会社は出資比率4.0%の大株主ですが、金融商品取引法上の「主要株主」には該当せず、当社に対して支配的な関係にはありません。また、当社は同社との間に金融取引等はありませんが、その額は平成27年3月期で357百万円、借入金は同年3月31日現在で5,100百万円と当社の借入金総額の4%程度であるため、当社および同社のいずれにとっても主要な取引先にはあたりません。また、現在在籍する、明治安田システム・テクノロジー株式会社と当社との間に取引はなく(平成27年3月期)、同社と当社との間に特別な関係はありません。	同監査役は、明治安田生命保険相互会社の取締役執行役副社長を務めたのち(平成24年7月3日まで)、現在は明治安田システム・テクノロジー株式会社の代表取締役会長に就いており(平成24年7月4日より)、経理及び財務に関する専門的知見を有し、企業経営の豊富な経験と広い見識をもって当社の監査にあたっていただくべく、社外監査役に選任しております。同氏の属性及び同氏の有する企業経営に関する深い知見等を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。
開発光治	○		

		同監査役が過去在籍していた、三菱UFJ信託銀行株式会社は出資比率1.9%の大株主ですが、金融商品取引法上の「主要株主」には該当せず、当社に対して支配的な関係にはありません。また、当社は同社との間に金融取引等はありませんが、その額は平成27年3月期で329百万円、借入金は同年3月31日現在で15,415百万円と当社の借入金総額の約12%を占める大口借入先であります。当社の資金調達について、同社に対して代替性がない程度の依存はしていないため、当社および同社のいずれにとっても主要な取引先にはあたりません。また、同じく過去在籍していた、株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所と当社の間に取引はなく(平成27年3月期)、同社と当社との間に特別な関係はありません。	同監査役は三菱UFJ信託銀行株式会社の専務取締役(平成22年6月28日まで)、株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所の代表取締役会長(平成22年6月30日より平成24年6月28日まで、その後顧問として平成27年6月30日まで在籍)を務めた経験があり、経理及び財務に関する専門的知見を有し、企業経営の豊富な経験と広い見識をもって当社の監査にあたっていただくべく、社外監査役に選任しております。同氏の属性及び同氏の有する企業経営に関する深い知見等を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。
井上 毅	○	同監査役が過去在籍していた、株式会社日本政策投資銀行は当社との間に金融取引があり、その額は平成27年3月期で294百万円、借入金は同年3月31日現在で21,150百万円と当社の借入金総額の約17%を占める大口借入先であります。当社の資金調達について、同社に対して代替性がない程度の依存はしていないため、当社および同社のいずれにとっても主要な取引先にはあたりません。また、当社と同社の間に資本関係はありません。同じく過去在籍していた日本原燃株式会社および、現在在籍する株式会社価値総合研究所と当社との間に取引はなく(平成27年3月期)、両社と当社との間に特別な関係はありません。	同監査役は株式会社日本政策投資銀行の常勤監査役(平成22年6月29日まで)、日本原燃株式会社の取締役常務執行役員(平成26年6月30日まで)を務めたのち、株式会社価値総合研究所の代表取締役社長に就いており(平成26年6月30日より)、経理及び財務に関する専門的知見を有し、企業経営の豊富な経験と広い見識をもって当社の監査にあたっていただくべく、社外監査役に選任しております。同氏の属性及び同氏の有する企業経営に関する深い知見等を合わせ考え、当社一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

- 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
- 独立役員の取締役会及び監査役会への出席状況(平成27年3月期)
 取締役 品川知久氏(取締役会14回/14回出席 100%)
 監査役 高松泰治氏(取締役会14回/14回出席 100%、監査役会11回/12回出席 92%)
 監査役 開発光治氏(取締役会13回/14回出席 93%、監査役会12回/12回出席 100%)
 監査役 井上 毅氏(取締役会10回/10回出席 100%、監査役会8回/8回出席 100%)
 なお、監査役 井上 毅氏は平成26年6月27日就任のため、平成26年4月1日から6月25日までの取締役会および監査役には出席しておりません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役へのストックオプション等によるインセンティブ付けは行っていないが、役員持株会を通じて当社株式の取得を奨励しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

平成27年3月期における取締役報酬等の額は以下の通りです。
取締役8名 165百万円(内 社外取締役1名 6百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、事業内容・事業規模を考慮の上、各役職と職責に応じて一定の基準を定めた内規に従い、当社の状況等を勘案し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては他の業務執行取締役が、社外監査役に対しては常勤監査役が、適切な情報提供を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監督と執行を区分し、取締役会のスリム化と経営の意思決定のスピードアップを図るため、執行役員制を採用しています。人員体制は、平成27年6月26日より取締役8名(社外取締役1名含む)、監査役4名(社外監査役3名含む)、執行役員17名(取締役兼務者7名含む)となっています。

毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令・定款で定められた事項や重要な業務執行の決定並びに監督を行っています。取締役会には独立した立場から判断を下せる独立役員である社外取締役1名を置き、経営の意思決定の中枢に外部の意見を直接取り入れる体制としており、独立役員である社外監査役3名を含む監査役が出席し、監査の客観性・実効性を高めています。

社外監査役を含む監査役で監査役会を設置し、定期的または必要に応じて監査役会を開催しています。

経営方針・経営戦略及び基本的な事業戦略については常務会及び経営検討会を月2回開催し、経営陣並びに議題に関する幹部社員の少人数での審議を行い、迅速かつ最適な意思決定に努めています。

業務執行面では、経営課題の確実な推進のため各事業部を設置し、事業に関する収益責任と権限を持たせることで、業務執行体制の強化を図っています。

事業拠点からの報告を受け経営方針を徹底する体制として、工場長及び執行役員の出席する場所長会議を毎月開催しています。

また、業務分掌規定により組織の責任範囲を常に明確化し、諸決裁については取締役会規則・同細則ほか、当社諸規則に基づく適正な運用を遂行しています。

CSRの推進につきましては、担当役員を任命すると共に、代表取締役社長を委員長とし、当社役員及び部門責任者並びに子会社社長を委員として構成するCSR委員会を設置します。CSR委員会は組織横断的な機関であり9つのCSR活動(コンプライアンス、リスク管理、安全・衛生、環境、製品安全、製品品質、人権・労働、情報、社会貢献)全体を把握し、CSRの基本方針、年間計画策定を行い、年間計画並びに実績を経営トップや監査役に報告する機会を定期的に設けています。

グループ子会社につきましては、「子会社管理規定」を定め、子会社の自主性を重視し自律的な意思決定を尊重することを基本としながら、当社グループの子会社管理の適正化と強化を図るべく、企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を整備しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の当社のコーポレート・ガバナンス体制は、迅速かつ最適な意思決定並びに業務執行を図りながら、独立した立場から判断を下せる社外取締役・社外監査役を置くことにより、経営・監督の中枢に外部の意見を取り入れられるものであることから、適切な企業統治に資する体制であると考え、これを採用しています。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月26日開催の当社第150回定時株主総会招集通知につきましては、6月4日に発送しました。
招集通知(要約)の英文での提供	当社第150回定時株主総会招集通知決議事項及び議決権行使結果の内容をそれぞれ当社ホームページに掲載しました。
その他	当社は、株主の皆様が議案を検討する上で少しでも時間を多く持っていただけるよう、当社第150回定時株主総会招集通知発送の6営業日前に当社ホームページに掲載しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示方針を作成、当社ホームページで公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間期と期末に決算経営説明会を定期的に行い、また中期経営計画公表時に説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	各種決算関連、適時開示事項、中期経営計画、新商品PR等、随時ホームページに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部 広報・IR室が担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「三菱製紙グループ企業行動憲章」において、公正・透明な企業活動を行い、積極的かつ適正に企業活動を開示してステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを図り、社会からの理解を深めるよう努める旨を規定しています。その他にも、種々の規定において、株主・投資家、取引先、地域社会、従業員等との関係に係る規定があります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRの推進につきましては、担当役員を任命すると共に、代表取締役社長を委員長とし、当社役員及び部門責任者並びに子会社社長を委員として構成するCSR委員会を設置します。CSR委員会は組織横断的な機関であり9つのCSR活動(コンプライアンス、リスク管理、安全・衛生、環境、製品安全、製品品質、人権・労働、情報、社会貢献)全体を把握し、CSRの基本方針、年間計画策定を行い、年間計画並びに実績を経営トップや監査役に報告する機会を定期的に設けております。 環境につきましては、三菱製紙環境憲章を定めるとともに、CSR委員会の下に環境保全委員会を設置し、「環境方針および行動指針に対する取組み状況の確認と対応策の審議」、「大気・水質特定施設稼働状況の確認と対応策の審議」、「環境関連法規制および行政指導に対する対応」、「緊急時の対応フォロー」を行います。 当社の取組み内容は、毎年CSRレポートとして公表しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して適時・公平な情報開示を行うため、広報・IR室が「情報開示方針・ルール等の策定」、「グループ各社の情報開示状況の調査」、「外部発信情報の総括と評価」を行います。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、「三菱製紙グループ企業行動憲章」及び「三菱製紙コンプライアンス行動基準」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役員及び従業員に伝えると共に、企業行動憲章に関する理解を深めるための活動を行うことにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。特に、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応します。

CSRの推進については、担当役員を任命すると共に、代表取締役社長を委員長とし、当社役員及び部門責任者並びに子会社社長を委員として構成するCSR委員会を設置します。CSR委員会は組織横断的な機関であり9つのCSR活動（コンプライアンス、リスク管理、安全・衛生、環境、製品安全、製品品質、人権・労働、情報、社会貢献）全体を把握し、CSRの基本方針、年間計画策定を行い、年間計画並びに実績を経営トップや監査役に報告する機会を定期的に設けております。

コンプライアンスについては、法務部が事務局として主管するコンプライアンス委員会を設置して、遵法及び企業倫理に基づく行動を徹底しコンプライアンスの強化を図ると共に、研修等を通じ、社員への浸透を図ります。

役員及び従業員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに職制を通じて当該問題に対処すべき部門に報告することとし、または社内・社外のホットライン（内部監査部が所管）を通じて通報することとします。当該問題に対処すべき部門は、総務人事部、法務部または内部監査部と協議の上、再発防止策を決定し、実施します。

また、内部監査部において、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を、合法性と合理性の観点から検討・評価し、財務報告の信頼性確保及び経営効率の向上を図ります。

会社資産の保全については、総務人事部が主管し、資産の取得や使用・処分が適正な手続及び承認のもとで行われるよう管理します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者である総務人事部担当役員が作成する文書管理規定に定め、職務執行に係る情報を文書または電磁情報により記録し、保存します。取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業活動を展開していく上で生じる様々なリスクを的確に管理していくことが、企業の発展と企業価値の向上に重要であると認識しております。

CSR委員会の下にグループ全体のリスクマネジメントを統括するリスクマネジメント委員会を設置し、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うと共に、再発防止策を講じ、その結果を取締役に報告します。また、法務部を設置し、各種法務リスクの低減を図るとともに、本社各部署、各工場では、それぞれ所管する諸規則、マニュアル等を整備し、平時における事前予防体制を構築するなど、CSRにかかわる様々なリスク管理を強化します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画において目標となる連結ベースの基本計画値を定め、各部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成方法（執行役員への権限委譲を含む）を担当取締役が定めます。その達成に向け、毎期主要な業績評価指標（KPI）を設定し、進捗状況を管理します。取締役会は定期的にその結果を評価し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「子会社等管理規定」に基づき、子会社の自主性を重視し自律的な意思決定を尊重することを基本としながら、当社グループの子会社管理の適正化と強化を図るべく子会社の指導・監督を行います。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社等管理規定」に基づき、所管部門が子会社から定期及び随時に報告を受ける体制を整備するとともに、重要案件については子会社が所管部門の承認を要する体制とします。

また、毎月開催する場所長会議等の場において、主要な子会社から当社幹部に対して定期的に経営報告を行います。

ロ. 子会社の損失の危機の管理に関する規定その他の体制

当社は、リスクマネジメント委員会に子会社も参画させ、当社グループのリスクマネジメントを統括します。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画で目標とする基本計画値達成に向けて、「子会社等管理規定」に基づき、それぞれの子会社を所管する部門が子会社の指導・監督を行います。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「三菱製紙グループ企業行動憲章」並びに「コンプライアンス行動基準」を定め、コンプライアンス委員会に子会社も参画させ、子会社を含めた当社グループのコンプライアンスの強化を図ります。

毎年子会社も含めたグループ会社全体でコンプライアンス研修を行い、グループ社員へのコンプライアンスの浸透を図ります。

また子会社を含めたホットラインを設け、当社内部監査部または社外の専門会社に直接通報できる制度を設けます。さらに、「子会社等管理規定」に基づき、当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係する部署が必要に応じて子会社の監査を実施します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する監査役附を従業員から選任することに加え、補助する組織を内部監査部、経理部とし、監査役は、内部監査部、経理部所属の従業員に必要事項を命ずることができるようにします。

内部監査部は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役、上長等の指揮命令を受けません。

8. 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当社は、監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役は次に定める事項を監査役に報告します。（1）常務会で審議・報告された事項、（2）会社に着しい損害を及ぼすおそれのある事項、（3）毎月の経営状況として重要な事項、（4）内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、（5）重大な法令・定款違反、（6）ホットラインの通報状況及び内容、（7）その他コンプライアンス上重要な事項。

また、本社部門の重要な決裁書類については、監査役に書類を回覧します。

ロ. 当社の子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社は、「子会社等管理規定」に基づき、子会社から重要事項の報告を受けた所管部署は、監査役に報告するものとします。

また、子会社から当社監査役に直接報告することができるものとし、当社監査役も子会社に対して直接ヒアリングができるものとします。

さらに、内部監査部はホットラインを通じて受けた子会社からの通報の内容を、定期的に監査役に報告します。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス行動基準」に報告者が報告したこと自体による不利益を被ることはない旨明記し、報告者が当社及び子会社において不利な取り扱いを受けないことを確保します。

10. 監査役の職務の執行により生ずる費用の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用について、当社に対し請求をしたときは速やかに当該費用を処理します。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会に対して、取締役、執行役員及び使用人から情報収集を適切に行えるよう協力すると共に、監査役と代表取締役、監査役と監査法人の意見交換をそれぞれ定期的を実施します。また、監査役の職務遂行にあたり、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力し、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社グループの考え方

当社グループは、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応することを基本方針としており、その旨を三菱製紙グループ企業行動憲章に定め、役員および従業員その他会社関係者への周知徹底を図っております。

2. 整備状況

上記「当社グループの考え方」を実効あるものとするため、三菱製紙コンプライアンス行動基準において、以下の規定をしております。

(1) 故意・過失にかかわらず違法行為や反社会的行為に関係することのないよう、基本的な法律知識、社会常識、正義感を持ち、常に良識ある行動に努める。

(2) 反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持たない。反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭を渡したり便宜を図ることで解決するようなことはしない。

(3) 会社または自らの利益を得るために、反社会的勢力を利用しない。

(4) 反社会的勢力およびそれらと関係ある取引先とは、いかなる取引も行わない。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式の取得を目指す者及びそのグループの者による支配株式の取得により、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることとしております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〔適時開示体制の概要〕

1. 基本方針

三菱製紙グループは、「三菱製紙グループ企業行動憲章」のなかの一つに「企業活動の透明性」を謳い、それに基づいて「情報開示方針」を制定・公開し、適切な会社情報をタイムリーに開示することを宣言しています（以下URLのほか、後述「3. 適時開示に関する社内規定」をご参照願います）。

参考URL：三菱製紙グループ企業行動憲章 <http://www.mpm.co.jp/company/kensyou.html>

情報開示方針 http://www.mpm.co.jp/ir/disclosure/disclosure_policy.html

2. 適時開示業務の執行体制

(1) 情報開示委員会および広報連絡会の設置

三菱製紙グループ全体の情報開示を総括するため総務人事部に広報・IR室を設置し、その実務運営組織として「広報連絡会」を組織しています。本社関係部門のほか工場および主要な関連会社の担当者によって構成され、情報開示に関するポリシーやルールの方針・管理、適切な情報発信および開示情報の共有の推進にあたっています。

(2)a. 当社の決定事実・決算の開示

当社の決定事実・決算等に関わる事項については、取締役会規則および同細則によって取締役会決議を要する基準を具体化しており、それに従って会社にとって一定以上の重要性を有する案件を取締役会に付議しています。これらの案件の適時開示の必要性について、総務人事部および経理部（決算に関する事項を分掌）がチェックし、適時開示の必要があると判断されるものは、担当部署（総務人事部、経理部自身のこともあり得ます）が取締役会付議のための資料と並行して開示原稿の作成を行い、その内容について上述の各部のほか、内部監査部、監査役もチェックを行っています。

開示の必要性の判断にあたっては、「情報開示方針」に則り、適時開示規則に該当する情報は当然開示とするだけでなく、適時開示規則には該当しない情報であっても、投資家の判断に影響と与えると思われる事項は、速やかかつ公正に情報開示を行うべきと考えております。外部への発表については、最終的に社長の決裁を経て、総務人事部（決算に関しては経理部）が行い、機関決定後速やかに開示ができるようにしています。

なお、会社法上当然の義務ですが、監査役は取締役会に出席し、議案の内容を精査していますので、仮に総務人事部、経理部による適時開示の必要性判断に過誤があり漏れがあった場合、事後的となることもあり得ますが、チェックの機能が働くと考えています。

b. 関連会社の決定事実・決算の開示

当社の関連会社の決定事実・決算に関して、それが重要な経営判断にあたる場合には、当社の取締役会においても承認を必要とすることになっています。こうして、当社の取締役会で審議される関連会社の案件については、(2)a.で述べたルートによって、必要に応じ適時開示されることとなります。

(3) 当社および関連会社における発生事実の開示

発生事実に関しては、当社の各部署ならびに工場等の事業所で事故その他の異常事態が発生した場合には、速やかに担当部門のほか本社総務人事部に報告することとしており、また、当社グループの各社で発生した事実については、経理部が報告を受け、いずれも経営企画部と相談のうえ適時開示の必要性を判断し、開示原稿を作成します。それを、経理部・内部監査部・監査役のチェックを経て、社長が決裁し、開示を行います。

事業部門や工場によっては、特定の関連会社と密接に連携している場合もあり（例：当社の紙事業部門と、紙の販売会社）、そのような関連会社における発生事実は、経理部よりは当該事業部門により早くより詳しく報告される場合もあり、必ずしも割り切った整理ができるわけではありませんが、各現業部門からも(1)で述べた広報連絡会に参加しており、そのような場合にも各現業部門が適時開示に関する意識を持ち、適切な対応ができるよう努めています。

3. 適時開示に関する社内規定

(1) 三菱製紙グループ企業行動憲章

当社グループの企業行動憲章として9項目を掲げ、その1つに「企業活動の透明性」として、「公正・透明な企業活動を行い、積極的かつ適正に企業情報を開示して顧客、株主、地域社会その他の関係者とのコミュニケーションを図り、社会からの理解を深めるよう努めます。」と謳っています。

(2) 情報開示方針

上記(1)を受けて当社グループの情報開示方針を策定し、適時開示規則を遵守・より積極的に開示をしていくための基準をはじめ、開示方法、沈黙期間、将来の見通しについての注意などを規定しています。

(3) 広報連絡会ガイドライン

当社グループ情報開示委員会の実務運営にあたる広報連絡会について、その活動項目、情報発信の許認可者の基準、重要情報の取り扱い、情報開示の原則・方法を定めたガイドラインを策定しています。

(4) コンプライアンス行動基準

コンプライアンス行動基準として全37条掲げており、そのうちの「株主・投資家との関係」において、第19条（経営情報の開示）、第20条（インサイダー取引の禁止）を規定しています。

(5) 内部者取引防止規定

内部者取引防止規定を定め、内部情報の管理、内部情報の公表についての規定をするほか、証券取引所の適時開示規則に準じて開示を要する場合の規定をしています。

4. 適時開示に対する意識づけ

(1) 情報開示委員会および広報連絡会の活動

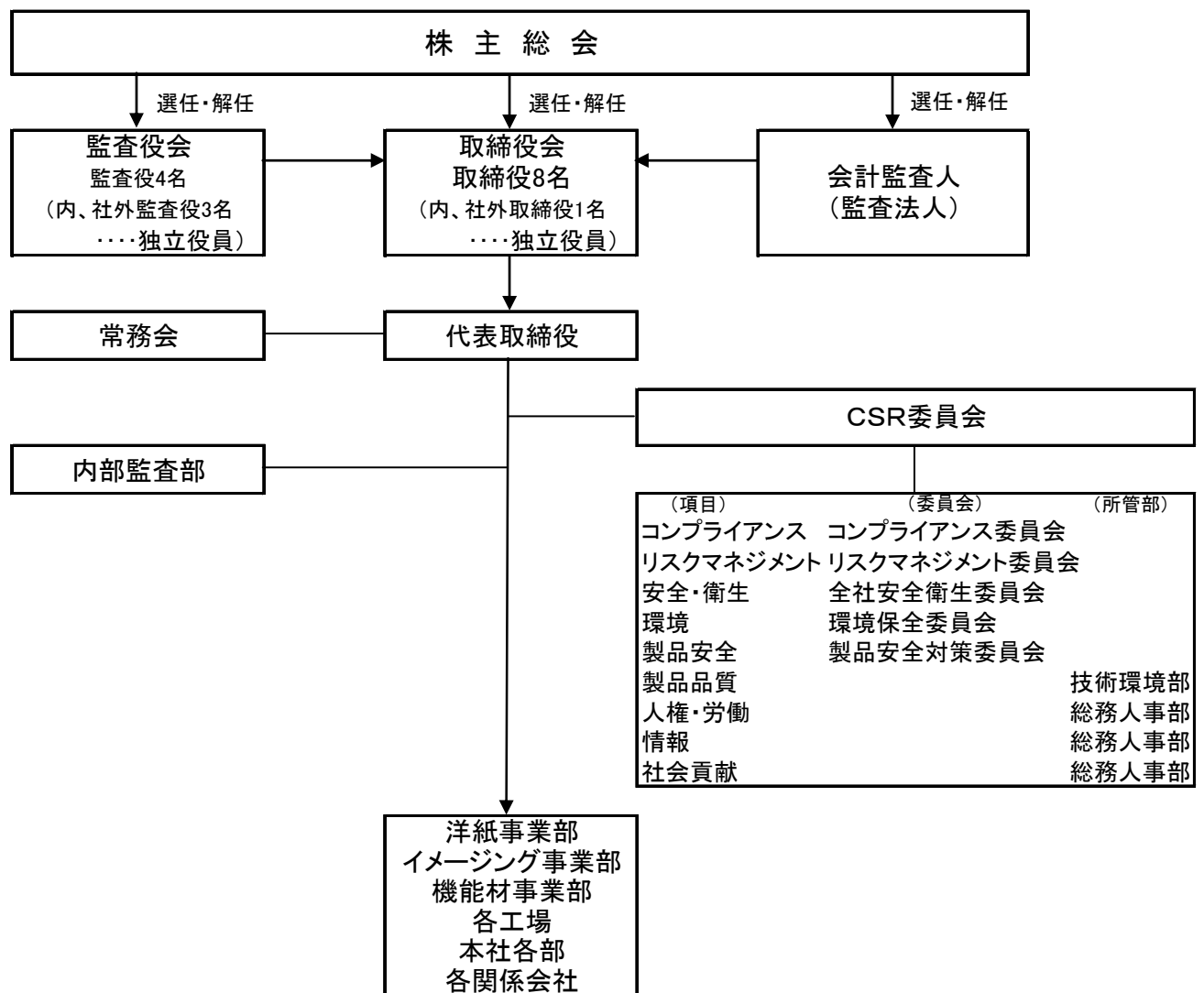
連結会社情報が一層重視されてきていることを鑑み、主要な関連会社も横断的に組織した広報連絡会を設置していますが、同連絡会およびそ

の実務を担う広報連絡会の活動を通じて、会社情報の適時適切な開示の重要性についての意識を高めるよう努めています。

(2)コンプライアンス教育等

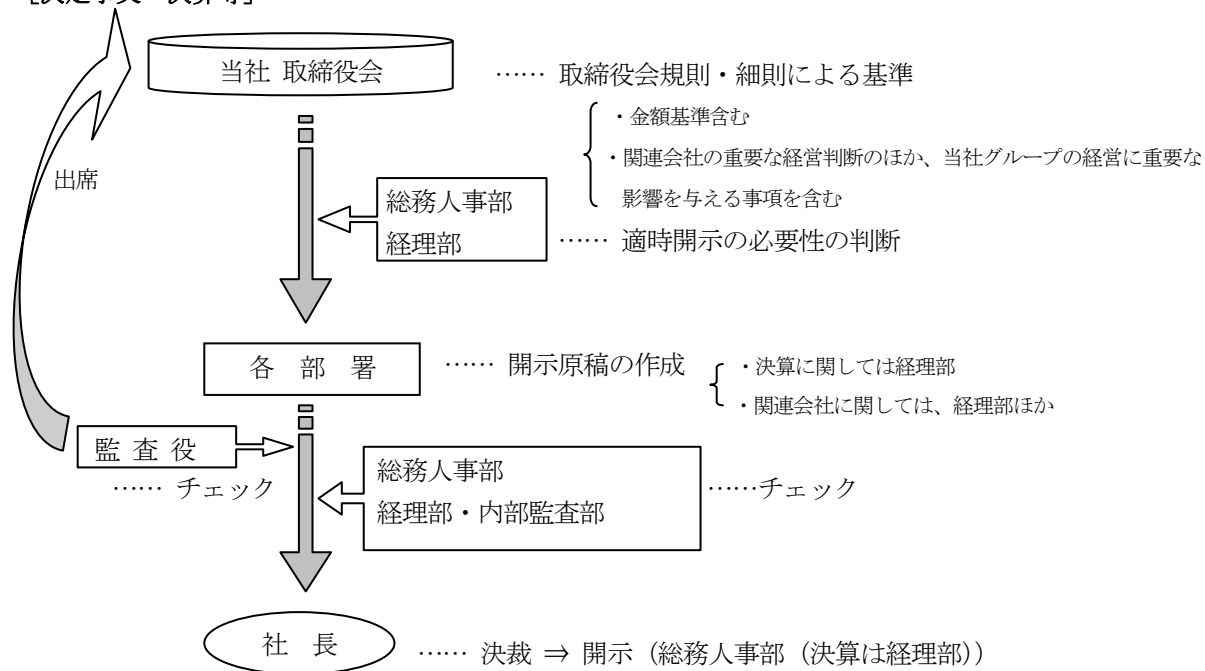
当社役員・従業員ならびに関連会社の役員・従業員を対象としてコンプライアンス教育を階層的に行っていますが、そのなかで会社情報(特に「悪い」情報)の速やかな伝達の重要性を認識するような内容の教育も行い、企業グループ全体として、適時適切な情報開示ができる企業風土を醸成するための意識づけを図っています。

〔コーポレート・ガバナンス体制の概要図〕

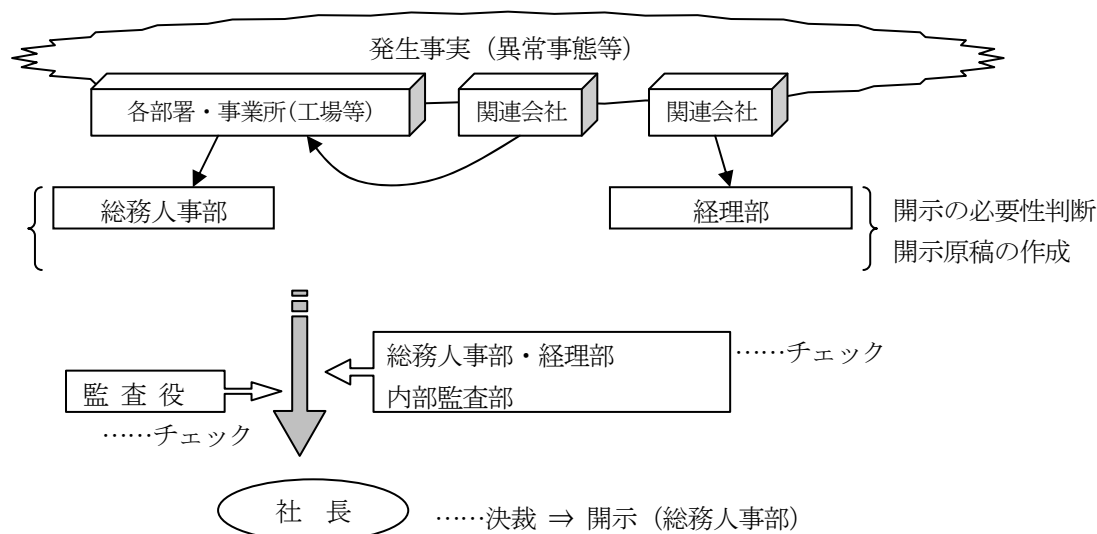


〔適時開示体制の概要図〕

〔決定事実・決算等〕



〔発生事実〕



以 上